

ID: 3086

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	伐採の中止及び造林に必要な行為の命令(択伐及び間伐に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	森林法 第38条第1項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】 法第38条第1項の規定による。 (監督処分) 第38条 都道府県知事は、第34条第1項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第6項の条件に違反して立木を伐採した者又は偽りその他不正な手段により同条第1項の許可を受けて立木を伐採した者に対し、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて造林に必要な行為を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 29 日	最終変更年月日	年 月 日